

§ 3 地球温暖化対策

1 ゼロカーボンシティ推進本部

(1) 目的

青梅市における2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティの実現に向けた取組を推進するため、必要な事項について協議します。

(2) 役割

ア カーボンニュートラル（二酸化炭素排出量実質ゼロをいう。以下同じ。）に向けた取組の推進に関すること。

イ その他カーボンニュートラルにかかる重要課題に関すること。

(3) 青梅市ゼロカーボンシティ推進本部設置要綱

ア 青梅市における2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティの実現に向けた取組を計画的に推進するため、設置

イ 令和5年4月1日施行

ウ 市長、副市長、教育長、青梅市経営会議規則第2条第1号に規定する部長、総務部施設担当部長および議会事務局長で構成

(4) 開催状況

ア 実施日

令和6年4月23日（火）

イ 内容

「青梅市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の改定概要についての報告

2 青梅市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の概要

地球温暖化は、化石燃料の消費や森林破壊といった人為的要因によって、二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの大気中濃度が高くなることにより、地表面の温度が上昇する現象です。

地球温暖化対策に向けた動向として、地球温暖化による気候変動リスクを低減するため、国内では「日本の約束草案」において2030（令和12）年度削減目標（温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で26パーセント削減）が示されました。また、パリ協定等において、地球の平均気温上昇を産業革命前と比べて2℃未満に抑えることが世界共通の目標となりました。

青梅市では今までに、青梅市地球温暖化対策実行計画として、第1次計画（平成17年度～平成21年度）、第2次計画（平成22年度～平成26年度）および第3次地球温暖化対策実行計画（平成27年度～平成31年度）を策定し、地球温暖化防止に向けて取り組みを進めてまいりました。

現在は、令和2年度から第4次計画の期間中となり、各種環境施策に取り組んでおります。

(1) 計画の位置付け

平成11年4月施行の「地球温暖化対策の推進に関する法律」により地方公共団体に策定とその実行が義務付けられたことにもとづき、平成26年3月に策定した第3次青梅市地球温暖化対策実行計画が31年度末に計画期間の終了を迎え、新たに、「第4次青梅市地球温暖化対策実行計画 市職員による環境負荷低減のための率先行動計画」を策定するものです。

この計画は、青梅市環境基本条例および青梅市環境基本計画の基本理念にもとづき、市の温室効果ガス排出抑制対策を具体的に実行していくものです。

(2) 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

(3) 削減目標

平成29年度の排出量を基準として、令和6年度までに15パーセント削減する。（青梅の森の吸収源を含みます。）

(4) 率先行動計画

市は、市民・事業者の環境保全に関する自主的な取組を推進する立場にあり、市自らが率先して、これらの課題に取り組む必要があることから、率先行動計画として次の職員エコアクションを実践します。

ア 日常の事務・事業に関する取組

- (ア) 電気・燃料使用量の削減
- (イ) 自動車燃料使用量の削減
- (ウ) 省資源・リサイクルの推進
- (エ) 水道使用量の削減
- (オ) グリーン購入の推進

イ 公共施設整備等に関する取組

- (ア) 公共施設の再編と新設・更新時の省エネ改修
- (イ) 省エネ・新エネ設備の積極的導入
- (ウ) 環境への負荷の少ない電力調達の推進
- (エ) 温室効果ガスの吸収源の保全
- (オ) 公用車の低公害車への更新と自動車利用の抑制
- (カ) 学校および公共施設体育館等の LED 化の推進

(5) 進行管理体制

職員一人ひとりが各職場において、率先的に行動し、本計画を推進するため環境管理推進本部を設置します。この組織において、職員への啓発、行動計画の点検、評価、および公表を行うとともに、問題点を改善し、その結果を次の計画に活かすこととします。

3 青梅市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の実施結果

市の行う事務および事業に関し、地球温暖化対策の推進に関する法律で規定する温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン）の削減に努めました。

(1) CO₂換算温室効果ガス排出量 (単位：kg-CO₂)

	種 類	CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC	合 計
		(二酸化炭素)	(メタン)	(一酸化二窒素)	(ハイドロフルオロカーボン)	
施設	29年度 (基準年度)	9,790,843.4	1,716.3	1,086.6	—	9,793,646.3
	6年度	6,712,450.0	2,484.1	1,192.9	—	6,716,127.0
	増 減	△3,078,393.4	767.8	106.3	—	△3,077,519.3
	増 減 率	△31.4%	44.7%	9.8%	—	△31.4%
車 両	29年度 (基準年度)	174,880.5	566.3	4,909.3	3,334.5	183,690.6
	6年度	104,859.0	125.3	3,284.0	3,276.0	111,544.3
	増 減	△70,021.5	△441.0	△1,625.3	△58.5	△72,146.3
	増 減 率	△40.0%	△77.9%	△33.1%	△1.8%	△39.3%
合 計	29年度 (基準年度)	9,965,723.9	2,282.6	5,995.9	3,334.5	9,977,336.9
	6年度	6,817,309.0	2,609.4	4,476.9	3,276.0	6,827,671.3
	増 減	△3,148,414.9	326.8	△1,519.0	△58.5	△3,149,665.6
	増 減 率	△31.6%	14.3%	△25.3%	△1.8%	△31.6%

※ 令和6年度末時点で庁用自動車158台のうち電気自動車等は50台となり、電気自動車等の割合は31.6パーセントです。

(2) 取組結果

年間を通して、温室効果ガス削減に向けた取組を行いました。

特に、令和6年6月1日～令和6年8月31日を「職員エコアクション集中取組期間」として定め、職員の意識向上を図りました。

また、令和7年3月下旬には、エレベーターの代わりに階段の使用を促す、「ゼロカーボンロード」をリニューアルしました。